**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月六日

東京都港区虎ノ門二丁目一番一号

三井近海汽船株式会社

代表取締役　髙谷　昌宏

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月六日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号

商船三井興産株式会社

代表取締役社長　喜多澤　昇

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月六日

神奈川県平塚市久領堤二番二〇号

東新工業株式会社

代表取締役　横山　常久

**株式募集事項につき通知公告**

当社は、株式募集事項につき、平成二十四年六月四日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式三〇、〇〇〇株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金一、一〇〇円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十四年六月二十九日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十四年六月六日

東京都渋谷区本町一丁目四番一六号

ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社

代表取締役　嶋田　秀子

**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年六月六日

滋賀県長浜市三川町一五〇一番地

株式会社光徳メッキ工業所

代表取締役　水巻　昭一

**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年六月六日

神戸市中央区下山手通二丁目一三番三号

株式会社セプレ24

代表取締役　角田　孝行

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である生方恵一郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビル　Standard & Poor's, LLC

日本における代表者　生方恵一郎

**限定承認公告**

本籍京都市中京区二条通烏丸西入東玉屋町五〇二番地、五〇四番地、最後の住所奈良市北ノ庄町五三番地の二若草マンション五一〇号

被相続人　亡　百木　慶三

右被相続人は平成二十四年二月九日頃死亡し、その相続人は平成二十四年五月十一日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月六日

大阪市鶴見区横堤四―二〇―一〇―一二〇六

相続財産管理人　百木　達哉

## 正　誤

平成二十四年六月五日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。

法務大臣　滝　実

農林水産大臣　郡司　彰

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年四月十三日（号外第八十六号）公布財務省令第四十号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

三三ページ二行目の

「前連結所得金額（1）」は二「47の①」－（別表七の二「13」＋「14」））

「前連結所得金額（1）」の誤り。

二「47の①」－（別表七の二「13」＋「14」））

四六ページ一行目の

「

| |
|---|
| (17)のうち引継対象外未処理欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額 |

」を

「

| |
|---|
| 引お成 |

」の

「

| |
|---|
| 控特損 |

」は

「

| |
|---|
| (24)のうち控除未済欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額 |

」を

「

| |
|---|
| 控特損 |

」の誤り。

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一六 | 三 | 八～九 | 〇・六六パーセントを | 〇・六六を |

平成二十四年二月九日（号外第三十号）財務省告示第六十号（個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月四日付特第二〇号ニ　府調達第一〇六号四〇ペー

ページ●同月六日付第一二三号九六ページ●同日付政　ジ●四月二十七日付参会第一四号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）